

設備の規定の見直し

改正対象

機関予防保全設備規則
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

本会では、1995年に状態監視保全を行う船舶を対象に、設備符号 PMM を付与するための規則として機関予防保全設備規則を制定している。当該規則では、状態監視・診断のためのシステム及び保全管理のためのシステムを有機的に結合して機関の総合的な予防保全を行う旨規定している。これは当時の技術とその後の進歩を考慮して規定したもので、状態監視に基づく診断結果の情報が自動的に予防保全計画を更新するような機能を想定していた。

しかしながら、今日多くの場合で、状態監視システム及び予防保全システムはそれぞれ独立したシステムとして開発され、必ずしも有機的に結合するようになっていないことから、関連規定を改める。

改正内容

状態監視・診断システムと保全管理システムを有機的に結合する旨の記述を改める。

施行及び適用

2025年7月1日から施行

ID: DD24-31

「設備の規定の見直し」新旧対照表

新	旧	備考
<p>機関予防保全設備規則</p> <p>1章 総則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>本規則は、日本海事協会（以下、「本会」という。）の登録規則 2 章の規定により船級を登録する船舶又は登録した船舶に施設される主推進機関等の状態監視・診断のためのシステム及び保全管理のためのシステムを組合せて用いて機関の総合的な予防保全を行うための設備（以下、これらの設備を「機関予防保全設備」という。）であって、同規則 3 章を適用する設備に適用する。</p>	<p>機関予防保全設備規則</p> <p>1章 総則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>本規則は、日本海事協会（以下、「本会」という。）の登録規則 2 章の規定により船級を登録する船舶又は登録した船舶に施設される主推進機関等の状態監視・診断のためのシステム及び保全管理のためのシステムを直機的に結合して機関の総合的な予防保全を行うための設備（以下、これらの設備を「機関予防保全設備」という。）であって、同規則 3 章を適用する設備に適用する。</p>	実情に合わせて見直し

「設備の規定の見直し」新旧対照表

新	旧	備考
2章 検査	2章 検査	
<p>2.2 登録検査</p> <p>2.2.3 海上試験*</p> <p>-2. 予防保全管理システムは、あらかじめ提出された試験方案に従って検査及び試験が行われ、良好に機能することが確認されなければならない。</p>	<p>2.2 登録検査</p> <p>2.2.3 海上試験*</p> <p>-2. 予防保全管理システムは、あらかじめ提出された試験方案に従って検査及び試験が行われ、良好に機能することが確認されなければならない。<u>この試験方案には少なくとも予防保全管理システムが状態監視・診断システムからの情報に基づき計画通りに機能することを確認する試験が含まれなければならない。</u></p>	<p>1.1.1 の「有機的に結合」を前提とした試験に関する記述を削除</p>
附 則		
<p>1. この改正は、2025年7月1日から施行する。</p>		